

小坂町低入札価格調査取扱要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、小坂町が発注する建設工事に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、落札者を決定するために行う契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し、必要な手続きを定めるものとする。

（適用対象工事）

第2条 この要綱の規定は、入札に付されるすべての工事に対し適用するものとする。

2 前項の規定に係わらず、契約担当者は、工期上の理由等により必要があると認められるときは、この要綱の規定を適用しないことができるものとする。

（低入札価格）

第3条 契約担当者は、前条の適用対象工事について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「低入札価格」という。）を定めるものとする。

（低入札価格調査の実施）

第4条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が低入札価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を対象として低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の低入札価格調査は、別に定める事項についての資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査（以下「詳細調査」という。）により行うものとする。

（入札審査会への報告）

第5条 入札執行者は、前条の規定により調査を行った結果について、入札審査会に報告するものとする。

（入札審査会の審査）

第6条 入札審査会は、前条の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

2 入札審査会は、前項による審査を終えたときは、審査結果について入札執行者に通知するものとする。

（落札者の決定）

第7条 入札執行者は、前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、落札者とししないものとする。

3 前項の規定により、最低価格入札者を落札者としない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が低入札価格以上の価

格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

- 4 前項に規定する場合において、次順位価格が低入札価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第3条から前項までの規定を準用するものとする。

(落札者等に対する通知)

第8条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

(入札参加業者への周知)

第9条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、本制度を適用する旨を入札参加者に周知するとともに、入札執行の際に次に掲げる事項を説明し、疑義が生じないように考慮するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格を調査するための基準があること。
- (2) 低入札価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低入札価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年要綱第8号 一部改正)

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年度要綱第17号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。